

第4章  
第2期神崎市地域福祉活動計画の  
基本方針

### 1 基本理念

# みんなで支えあう安心して暮らせる神崎市

神崎市社会福祉協議会では、平成27年度に「第1期地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

その後、国では「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者、障がい者、子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を掲げております。国はその実現に向けて、社会福祉法を改正するなど、福祉関係の各分野において大きな改革が行われている中、“誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進する”という社会福祉協議会の使命と地域福祉の実情をふまえ、第2期地域福祉活動計画の基本理念を「みんなで支えあう安心して暮らせる神崎市」としました。

#### 神崎市地域福祉計画との連携

計画期間 令和3年度～令和7年度

基本理念 みんなで支え合い 誇りと笑顔あふれる神崎市

- 基本目標
- 1 助け合いの心と地域交流の場づくり
  - 2 福祉サービスのしくみづくり
  - 3 地域の助け合いの環境づくり
  - 4 地域福祉の担い手づくり
  - 5 安心・安全な地域環境づくり



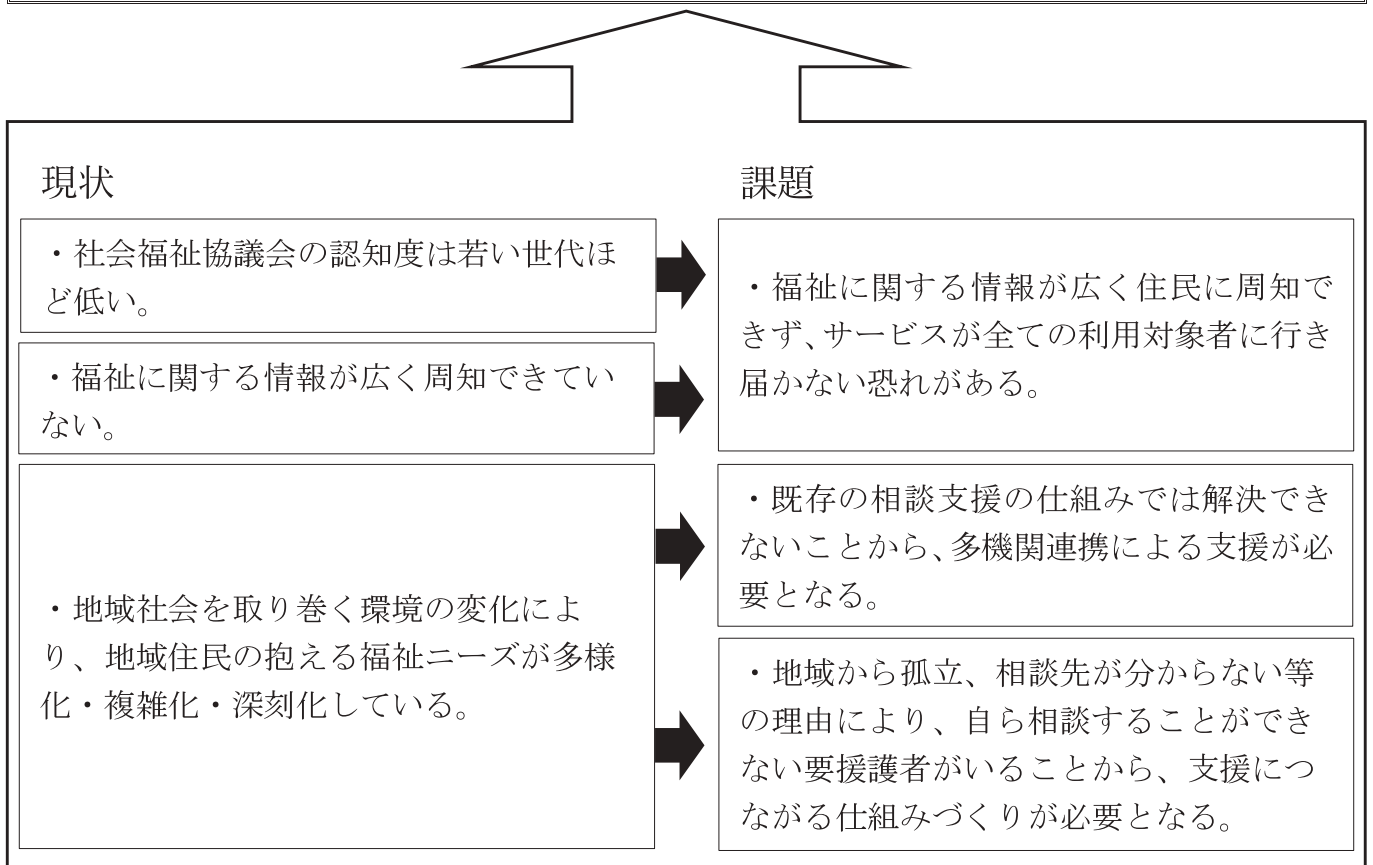
## 2 基本目標

基本理念である「みんなで支えあう安心して暮らせる神崎市」の実現に向け、計画期間の5年間で実現すべきこととして、3項目を「神崎市地域福祉活動計画における基本目標」として総合的に推進します。

基本理念	基本目標
みんなで支えあう 安心して暮らせる神崎市	1 支援につながる仕組みづくり 2 安全安心に暮らすための基盤づくり 3 暮らしを支える地域づくり

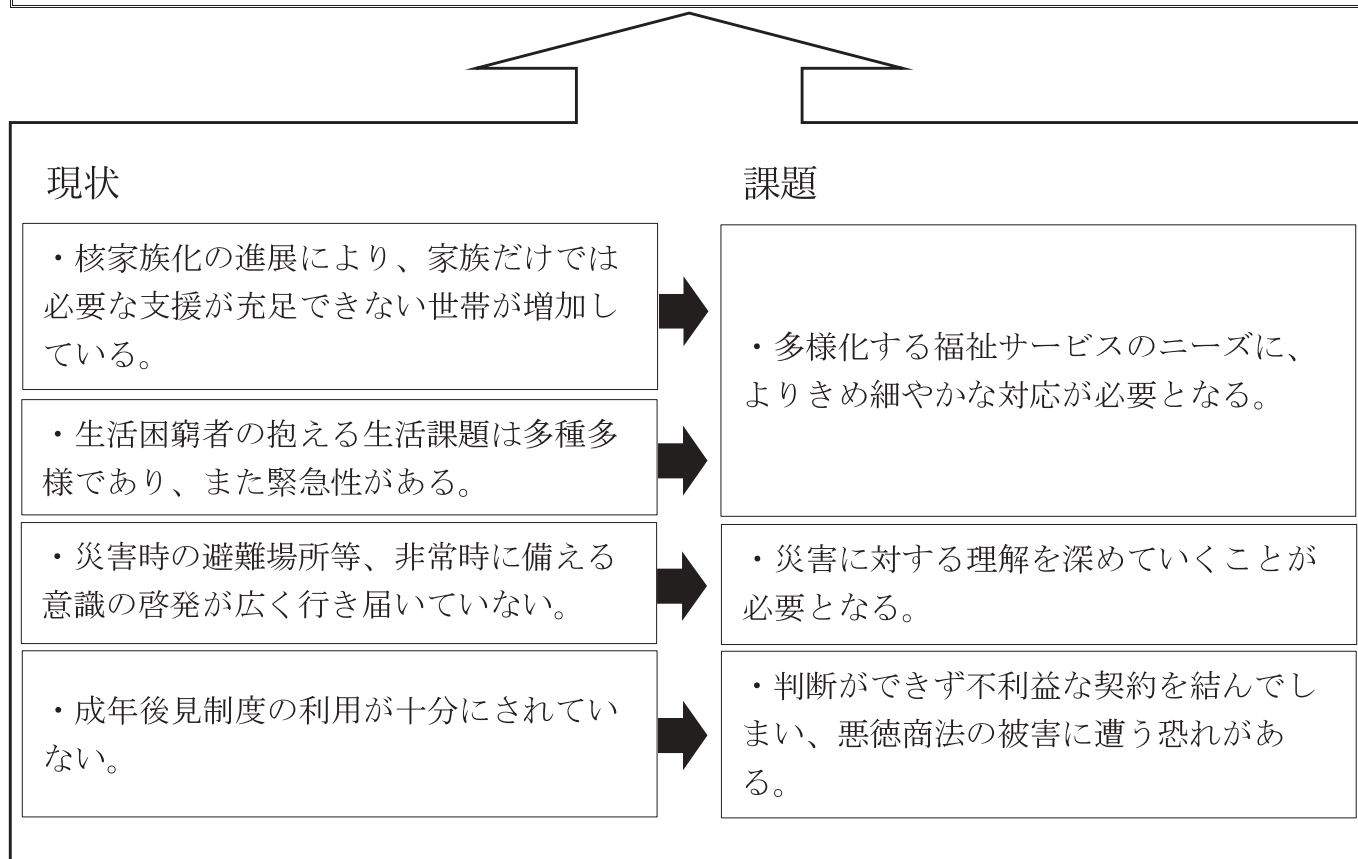
### 基本目標 1 支援につながる仕組みづくり

- 福祉に関する情報や社会福祉協議会の活動内容等をわかりやすく情報提供し、必要なサービスを利用できるよう、広報啓発に努めます。
- 複雑な課題や制度の狭間にある課題等を広く受け止め関係機関との相互連携を図り、多機関連携によるチーム支援に努めます。
- 複雑な課題がある場合、地域から孤立していたり、複雑な課題ゆえに相談先が分からないという状況に置かれていることが考えられるため、「待ちの姿勢」ではなく、関係機関と連携し、対象者を早期かつ積極的に把握し、支援につなげることができる体制を構築します。



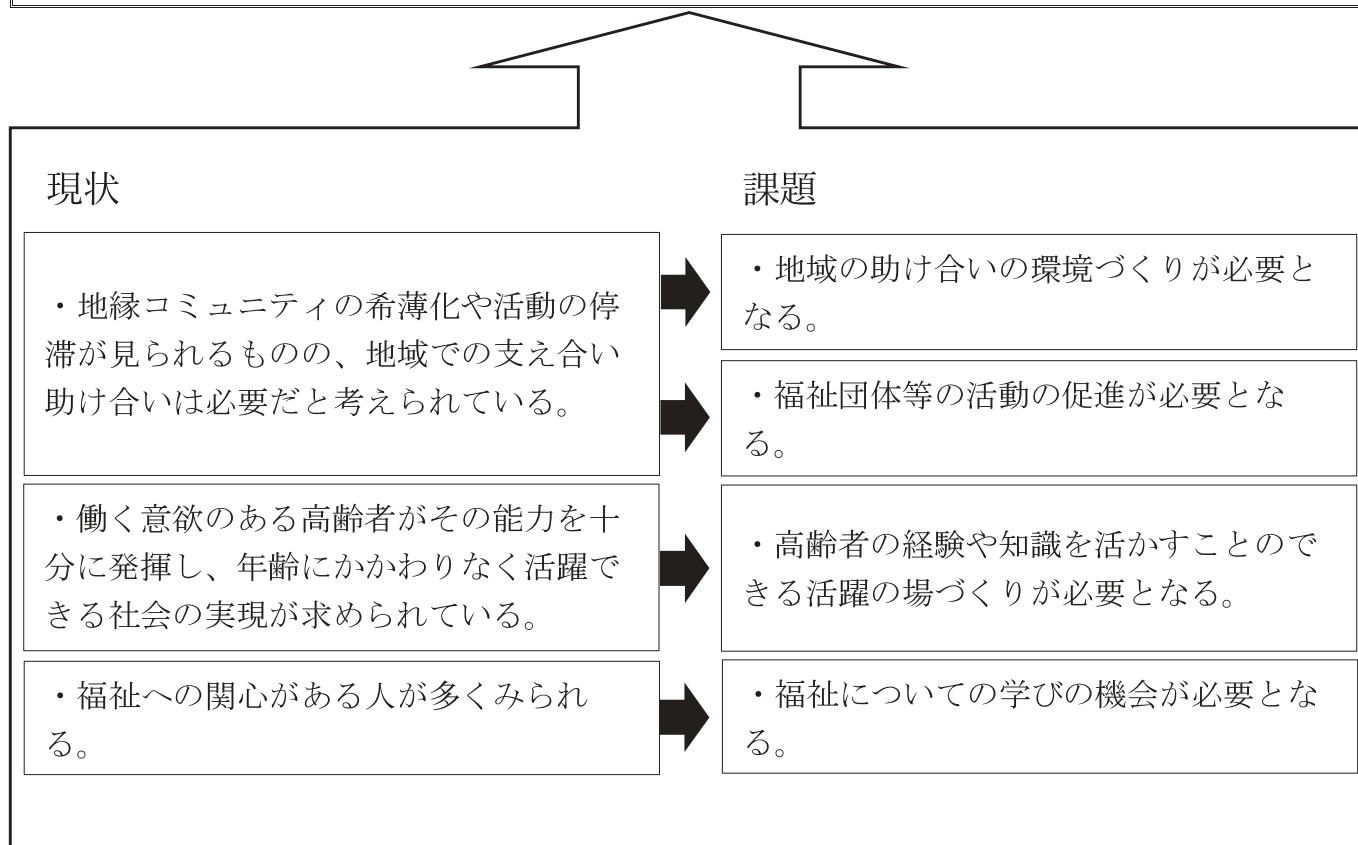
## 基本目標 2 安全安心に暮らすための基盤づくり

- 年齢や障がいの有無にかかわらず全ての住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、既存の福祉事業の充実を図るとともに、今後の、福祉課題の変化に対応した新たな事業の創造に努めます。
- 神埼市の成年後見制度利用促進基本計画の趣旨に沿って、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々の財産管理や身上保護生活を保護するため、神埼市との連携を図ります。



### 基本目標3 暮らしを支える地域づくり

- 住民だれもが孤立することなく、住み慣れた地域で暮らしていくためには、住民同士のつながりの再構築が重要です。公的サービスのみならず、住民同士の見守り、助け合いを促進し暮らしを支える地域づくりに取り組みます。
- 住民参加型の支援を促進し、地域福祉の担い手の育成に努めます。





## 第5章

### 第2期神崎市地域福祉活動計画の推進

取り組みの体系

基本理念

**「みんなで支えあう、安心して暮らせる神崎市」**

基本目標

**1 支援につながる仕組みづくり**

- (1) わかりやすい情報提供
- (2) 相談機能の充実
- (3) 地域ネットワークの強化

**2 安全安心に暮らすための基盤づくり**

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 高齢者・障がい者支援の充実
- (3) 子どもたちの健全育成
- (4) 安全、安心な福祉のまちづくり

**3 暮らしを支える地域づくり**

- (1) 市民福祉の意識づくり
- (2) 住民参加型の支援
- (3) 地域福祉活動の推進と支援



## 基本目標 1 支援につながる仕組みづくり

### (1) わかりやすい情報の提供

取り組み項目	事業概要	目標
①社協だより発行	<p>年4回発行 全戸配布 福祉情報を提供する。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉情報について、幅広い世代が、興味をもち閲覧いただけるよう、誌面構成に努める。</li> <li>・社会福祉協議会が地域の身近な存在として認識していただけるよう、社会福祉協議会の活動内容（年度事業計画）を幅広く紹介する。</li> </ul>
②地域福祉広報活動事業	<p>ホームページ等による福祉情報を提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページは最新情報の更新に努め、見やすさ読みやすさに配慮する。</li> <li>・チラシ・ポスターを関係機関に配付し広く住民に周知できるよう工夫する。</li> </ul>

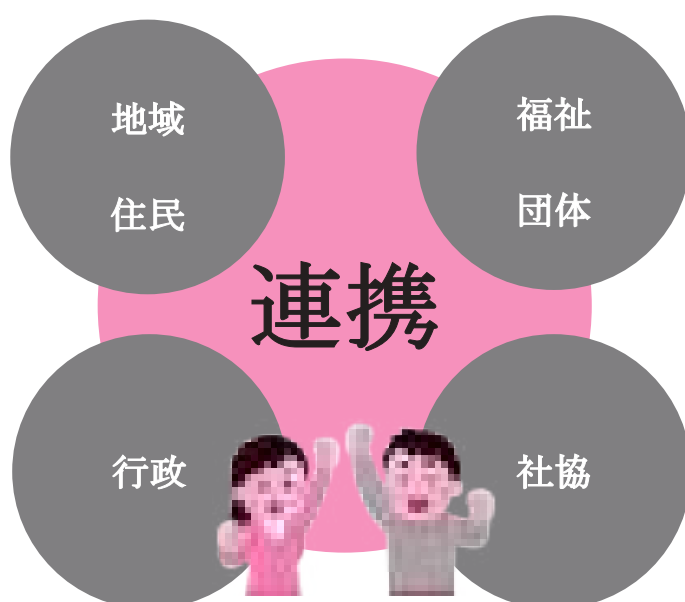
### (2) 相談機能の充実

取り組み項目	事業概要	目標
①総合相談事業	<p>地域住民が抱える福祉課題を支援するために課題の掘り起こしや関係機関との連携により、包括的に支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の潜在的ニーズに対して、関係機関との連携により、要支援者を早期かつ積極的に把握に努め、支援につなげる。</li> <li>・相談者のみならず世帯の抱える問題に、関係機関との連携をもちチームによる課題解決に取り組む。</li> <li>・研修会等を通じて、職員の資質向上を図る。</li> </ul>

<p>②高齢者地域支援体制整備・評価事業（無料法律相談）</p>	<p>相続・借金などの法律問題に弁護士が相談対応をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活における悩みの中で法律的な知識を必要とする諸問題について、弁護士が対応し、参考意見を提供する。</li> <li>・安心して相談のできるよう、相談者のプライバシーに配慮した環境づくりに努める。</li> </ul>
----------------------------------	----------------------------------	---

### （3）地域ネットワークの強化

取り組み項目	事業概要	目標
<p>①地域ネットワーク活動</p>	<p>行政・福祉団体・地域住民等との連携をとり、地域の福祉課題の把握に取り組むとともに、情報を共有する。</p>	<p>・制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の様々な関係者・地域団体の参加と協働のもとに、地域の生活課題（ニーズ）について解決できる仕組みをつくる。</p>



## 基本目標 2 安全安心に暮らすための基盤づくり

### (1) 子育て支援の充実

取り組み項目	事業概要	目標
①学用品譲渡事業	市民の皆様より学用品の寄附を募り、必要な世帯に譲渡する。	・学校等との連携を強化し、学用品の充実を図り、より多くの必要とする世帯に譲渡する。
②出生時の記念品贈呈事業	出生時のお祝いとして記念品を贈呈する。	・次世代を担うお子さんの誕生を祝福し、健全な成長を願う気持ちを伝えて子育てを支援する。
③ベビー用品貸与事業	ベビーカー・ベビーベッドを貸与する。	・市民への周知の強化を図り、子育て世代の負担軽減を図る。
④妊産婦産前産後ヘルパー派遣事業	産前産後の母親が体調不良のために、家事や育児を行うことが困難で日中助者がいない世帯に家事を支援する。	・市民への周知の強化を図り、子育て世代の負担軽減を図る。
⑤せふり保育園事業 (一時預かり事業)	仕事や病気、家族の介護等の理由で子どもの面倒がみれない又、何らかの理由で一時的にみれない場合に子どもを保育する。	・市民への周知の強化を図り、子育て世代の負担軽減を図る。

### (2) 高齢者・障がい者支援の充実

取り組み項目	事業概要	目標
①通所介護事業	脊振町において、介護保険法に基づくデイサービスを実施する。	・可能な限り自宅で日常生活を送り、また、家族の介護の負担の軽減できるよう支援する。
②おたっしやいきいきクラブ事業	介護保険対象外の高齢者に対して、介護予防活動等を実施する。	・高齢者の交流の場、介護予防活動により健康で生きがいのある生活を送ってもらえるよう支援する。
③軽度生活支援事業	ひとり暮らし高齢者等に対して、軽易な日常生活を支援する。	・市民への周知の強化を図り、住み慣れた家で引き続き安心して生活出来るように支援する。

④配食サービス事業	見守りが必要な高齢者を対象に、食事のお届け時に安否確認を行う配食サービスを実施する。（脊振町）	・食の確保と栄養管理を支援し、安否を確認する。
⑤生活援助型訪問サービス事業	介護保険法に基づく、要支援者の居宅へ訪問し、身体介護を伴わない生活を援助する。	・市民への周知の強化を図り、住み慣れた家で引き続き安心して生活出来るように支援する。
⑥おたっしやいきいきクラブ合同交流会	事業利用者が一同に会し交流会を開催する。	・参加者同士の交流の輪をひろげるとともに、高齢者の孤立を防ぐ。
⑦高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	地区公民館等に職員が出向き介護予防の為の軽体操等を実施する。	・参加者に対して介護予防を行うとともに、地域の繋がりを強くするために支援する。
⑧福祉用具貸与事業	在宅の高齢者等に対して、住み慣れた地域で引き続き暮らしていくため福祉用具（電動ベット、車イス等）を貸与する。	・在庫不足により貸出しをお待たせすることがないように、福祉用具の追加を計画的に購入する。
⑨ふれあい郵便事業	社協事業利用者に対して、年賀状を送る。	・新年を祝う言葉をもって挨拶し、旧年中の厚誼の感謝と新しい年に変わらぬ厚情を依頼する。
⑩高齢者誕生カード発送事業	市内の高齢者(88歳)に対して、米寿のお祝いとして誕生カードを贈る。	・社会に尽くされた高齢者を敬い、長寿を祝うために米寿のカードを送る。
⑪指定特定相談支援事業	障がいを抱える方が地域等で安心して暮らしていくために福祉サービスを利用するための計画と相談を支援する。	・利用者の気持ちに寄り添い、希望する生活が実現するために支援する。
⑫福祉サービス利用援助事業	判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れを支援する。	・市民への周知の強化を図り、住み慣れた地域で引き続き安心して生活出来るよう支援する。

⑬成年後見制度の中核機関に関する協議	成年後見制度を必要とする方が安心して制度利用できる体制を構築するため行政と協議する。 ※成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々の支援者を選び、法的に支援する制度	・成年後見制度利用促進基本計画に基づき、判断が不十分な方の権利擁護支援に努める。
--------------------	---	--


(3) 子どもたちの健全育成

取り組み項目	事業概要	目標
①新小学1年生へ文具品贈呈事業	各小学校の新1年生に対して、文具品を贈呈する。	・こどもの学びの応援をするとともに、赤い羽根共同募金を周知する。
②高齢者疑似体験	市内小学校において高齢者疑似体験セットを用いて福祉教育を実施する。	・体験を通して、身体の不自由さを感じ、「おもいやり」の気持ちの醸成をする。 ・学校へチラシを配付し、事業実施の協力校を増やす。
③こども社協だより発行	年2回発行 小中学校へ配布 こども向けの福祉情報を提供する。	・学校での福祉の取り組みを広報誌等で紹介し、福祉活動（ボランティア）へのやりがいを感じてもらうとともに、更なる福祉活動の活性化を目指す。



(4) 安全、安心な福祉のまちづくり

取り組み項目	事業概要	目標
①災害見舞金支給事業	自然災害の被災世帯に対して見舞金を支給する。	・被災世帯に寄り添い、住民が安心して暮らせるまちづくりを推進する。
②終活支援事業	安心して最期を迎えられるようエンディングノートの作成や生前整理など、専門家における講座を実施する。	・終活を通して今後の人生に安心して過ごすことが出来るきっかけ作りを図る。

③就労支援事業	スーツ・作業着等を生活困窮者に譲渡し、就労活動を支援する。	・生活困窮者の就労活動を支援し、就労への意欲を増進するとともに経済的自立を目指す。
④緊急時食料品等支援事業	市民の皆様より食料の寄附を募り、必要な世帯に支給する。	・相談者の気持ちに寄り添い、生活の再建を目指した支援を行い、また、関係機関との連携を密に取り、包括的な支援を行っていけるように体制を整える。
⑤災害時対応の体制整備事業	住民の防災意識の向上を図る。また、社協内部の災害時対応の組織体制の整備に努める。	・市民への周知の強化や事業展開を行い、防災意識や減災意識の醸成を図る。
⑥災害ボランティアセンターの設置	災害時は、神崎市と協議を行い、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの協力を得て、被災者の生活環境の回復を支援する。	・災害ボランティアセンターのスムーズな運営を目指す。 ・研修会等に参加し職員の災害時対応の資質向上を図る。
⑦福祉資金貸付事業 (神崎市受託事業)	低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支える貸付を実施する。 ●資金の種類 生活資金 ●貸付上限額 50,000円以内	・相談者の気持ちに寄り添い、生活の再建を目指した支援を行い、また、関係機関との連携を密に取り、包括的な支援を行っていけるように体制を整える。
⑧生活福祉資金貸付事業 (佐賀県社会福祉協議会受託事業)	低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支える貸付を実施する。 ●資金の種類 総合支援資金 福祉資金 教育支援資金 不動産担保型生活資金 ●貸付上限額 580万円以内 (資金の種類により上限額が違います)	・相談者の気持ちに寄り添い、生活の再建を目指した支援を行い、また、関係機関との連携を密に取り、包括的な支援を行っていけるように体制を整える。 

## 基本目標 3 暮らしを支える地域づくり

### (1) 市民福祉の意識づくり

取り組み項目	事業概要	目標
①社会福祉大会(福祉の集い)	社会福祉協議会の事業紹介及び福祉関係団体を活動紹介する。	・福祉活動の紹介をし、地域福祉への意識づけを目指す。

### (2) 住民参加型の支援

取り組み項目	事業概要	目標
①シルバー人材センター事業	おおむね 60 歳以上で健康な働く意欲のある人に対して、臨時的な仕事を提供する。	・高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と地域福祉の向上、活性化を図る。 ・講習会を開催し会員の入会と技能習得を目指す。
②ちょこっとボランティア事業	高齢者世帯・障がい者世帯を対象に有償ボランティアで実施する軽易な作業を支援する。	・市民への周知の強化をし、ボランティア意識等の醸成を図るとともに住み慣れた家で引き続き安心して生活出来るように支援する。

### (3) 地域福祉活動の推進と支援

取り組み項目	事業概要	目標
①福祉のまちづくり助成事業	福祉のまちづくりのために、事業を行う団体と社会福祉協議会が協働し新しい視点に立って事業の展開を図る。	・住民主体で活動している団体への支援を通じ、地域福祉の活性化を図る。
②花いっぱいせふり運動	学校・団体・商店等と協働し、町の景観を良くするため花植えの運動を実施する。	・地域団体等との連携を図り、住民相互の交流を推進し、地域の活性化を目指す。
③学校・保育園へのボランティア活動支援	学校・保育園の福祉活動に対して支援する。	・学校や保育園への支援を通じ、福祉教育をすることにより、福祉意識の醸成を図る。
④団体への活動支援	団体の福祉活動に対して支援する。	・住民主体で活動している団体への支援をし、地域福祉の活性化を図る。

⑤協議体との連携（生活支援体制整備事業）	協議体・行政・生活支援コーディネーターとの連携を図り、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを実施する。	・日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に実施する。
⑥地域交流レク道具貸与事業	地域行事等にレク道具を貸与し、地域交流の推進を図る。	・道具の貸与に併せて住民主体の活動の支援をし、地域福祉の活性化を図る。
⑦赤い羽根共同募金事業 ・歳末たすけあい募金事業	「じぶんのまちを良くするしくみ」をテーマに寄附を募り、地域福祉事業に役立てる。	・市民への周知の強化を行い、理解促進を図る。また、地域福祉を活性化できる事業を展開する。 ・募金の用途を明確化し、「なんとなくの寄付」から「意志ある寄付」へ意識を変え、福祉活動への興味を醸成する。



# 資料編

## 1 計画策定の経緯

期日	内容等
令和2年9月16日 ～9月30日	神崎市地域福祉活動計画に伴うアンケート調査の実施 ※神崎市地域福祉計画のアンケート調査と共同実施
令和3年1月19日	脊振地区ワークショップ 場所：脊振交流センター ※神崎市と共同実施
令和3年1月20日	千代田地区ワークショップ 場所：千代田町保健センター ※神崎市と共同実施
令和3年1月21日	神埼地区ワークショップ 場所：神崎市役所本庁舎 ※神崎市と共同実施
令和3年3月	神崎市地域福祉計画を策定
令和3年10月29日	第1回 神崎市地域福祉活動計画策定委員会
令和3年11月15日	第2回 神崎市地域福祉活動計画策定委員会
令和3年12月2日	第3回 神崎市地域福祉活動計画策定委員会
令和3年12月2日	神崎市地域福祉活動計画策定委員会より社協会長へ計画案を答申



## 2 神崎市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### 神崎市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

令和3年7月1日

訓令第1号

#### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人神崎市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域福祉推進を目的に「神崎市地域福祉活動計画」を策定するため、神崎市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 計画策定にあたっては、神崎市（以下「市」という。）が策定した社会福祉法第107条に規定する「神崎市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）」との整合性を図り、連携して策定するよう努めるものとする。

#### (委員会の構成及び任期)

第2条 委員会は委員10名以内で組織し、次に掲げるもののうちから社協会長が委嘱する。

- (1) 各種住民組織の代表
- (2) 福祉専門機関、団体の代表
- (3) 各種福祉団体の代表
- (4) 関連分野団体
- (5) 学識経験を有する者
- (6) その他会長が必要と認める者

2 委員の任期は、神崎市地域福祉活動計画策定事業の完了日までとする。ただし、事情により委員に交代が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

#### (委員会の任務)

第3条 委員会は、社協会長の諮問を受けて、「地域福祉活動計画」について、審議を行い、その結果を答申するものとする。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によって選出する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

#### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、議長が決する。

#### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉活動計画策定委員会の事務局である社協に置く。

(守秘義務)

第7条 委員会の関係者は、会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償の支給については、社会福祉法人神崎市社会福祉協議会「役職員等の費用弁償に関する規程」第1条を適用する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

3 神崎市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

	選出区分	氏名	推薦団体	役職	備考
1	福祉専門機関、 団体の代表	藤瀬英正	神崎市民生委員児童委員協議会	会長	委員長
2	関連分野団体	井上達美	神崎市老人クラブ連合会	会長	副委員長
3	各種住民組織 の代表	宮島大作	神崎市区長会	会長	
4	福祉専門機関、 団体の代表	廣島洋子	神崎市民生委員児童委員協議会 (主任児童委員部会)	主任児童委員 部会長	
5	関連分野団体	宮地善次	神崎市身体障害者福祉協会	会計	
6	各種福祉団体 の代表	北川結子	神崎市ボランティア連絡協議会	会長	
7	学識経験を有 する者	岡俊和	神崎市教育委員会	神崎市教育長 職務代理者	
8	学識経験を有 する者	佐藤英彦	神崎市役所福祉課	課長	
9	学識経験を有 する者	野中敬文	神崎市役所高齢障がい課	課長	
10	その他会長が 必要と認める 者	深堀一成	神崎市社会福祉協議会	常務理事 兼事務局長	

第2期神崎市地域福祉活動計画

令和3年12月

発行 社会福祉法人 神崎市社会福祉協議会  
〒842-0201 佐賀県神崎市脊振町広滝532-1  
TEL 0952-59-2227  
FAX 0952-59-2273  
<http://kanzaki-syakyo.com/>

編集 社会福祉法人 神崎市社会福祉協議会  
神崎市地域福祉活動計画策定委員会

